2019.05.09. 第二期選挙市民審議会 第２回作業部会議事録

衆議院第２議員会館地下１階第３会議室

出席委員　片木淳、三木由希子（以上共同代表）、小林幸治、坪郷實

欠席委員　只野雅人（共同代表）

事務局　　太田光征、岡村千鶴子、桂協助、城倉啓、富山達夫

書　記　　岡村千鶴子、城倉啓

城倉啓：それでは、ただ今から第二期の選挙市民審議会の作業部会の第２回を始めさせていただきます。今日は、小林幸治さんのお話と三木代表のお話と二つあります。進行役は片木代表にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

片木淳：それでは私の方で便宜上司会を務めさせてさせていただきます。まず早速ですが、小林さんの方から、「立候補後選挙活動期間」等についてご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

小林幸治：はい、前回の宿題ということで昨年まとめた「立候補後選挙活動期間の設定」の話と「選挙活動に関する支出の制限」、その二点を少し整理して、関係するところにどういう問題があるのかということを次回出すようにという宿題だったと思いますのでそこら辺を中心にしてお話したいと思います。ほぼ昨年 11 月 28 日に提案したものと同じような内容になっていますけど、あらためて少し整理して提示させていただきました。

１ページ目の「立候補後選挙活動期間」については、裏面を見ていただいてちょっと図を入れていますので、期間をどのくらいにするのかというのは色々な議論があるんだと思いますけど、一応ここでは 90 日３ヶ月程度ということを想定して置いています。この間でももう少し長くて半年 180 日くらいでも良いのではないかとか、色々なご意見もあったかと思いますので、ここら辺はまた提案の中で最終的な答申の中でどういうふうに書き込んでいくかというのもあると思いますので、ただ現行の選挙運動期間からすると、相当長くなるという感じなので。その中でどういう活動がされていくのかというのは、ちょっとイメージしにくいものもあると思うんですけど、その辺も含めて今日はざっくばらんに意見交換できたらと思っています。ということが一つです。ですので 90 日程度、候補者の届出開始から締め切りまでを 10 日間置いていますので、実際には公示・告示日というのは 80 日前に置いて、投票日前日までを立候補後選挙活動期間として設定しています。で、不在者投票・期日前投票については、これ投票の仕方についてもこれまでこの審議会ではあまり議論されていないですが、そこら辺をどうするかという話とも関係してくると思いますけど。現在の不在者投票・期日前投票の仕方ですと、どうしても立会人を置いてとか、いろいろな施設の関係もあるので期間を長くするとそういった費用もかかってしまうということもあって、一応ここでは 14 日前ということで現行と同じ様な設定にしています。

もう一つ、２ページの２に「立候補後選挙活動期間に行う選挙・政治活動等に関する支出金額の制限」（選挙・政治活動費用の上限枠）ということで、少し整理してみました。これもほぼ昨年 11 月に提案したものと同じような内容になっています。先に説明した立候補後

選挙活動期間内に行う選挙・政治活動の費用に関しては一律に報告を求めるような内容になっています。ここでは、報告する義務のあるものとしては、候補者及び政党等に対してその報告を求めるということにしています。具体的な金額を挙げていませんが、支出金額をいくら以上超えることができないというような規定を置くということで、多少なりとも公平性を担保できればというようなことです。あとは特に変更したところはないのですが、3 ページ目の方で、これ金額をいくらにするかというのは一定程度の根拠が必要なのかなと思いますので、現行制度上の制限額ということで表を入れていますが、これも 11 月にお示ししたものと全く同じものですが。この表だと登録者数×いくらという計算になっているので、総額というのが想定しにくいんですが、3 行目の参議院比例代表だと 5200 万円程度を上限額として現行制度では置かれているということです。衆議院または参議院の選挙区だと 5000 万円まではいかない額になろうかと思います。なのでここら辺を目安にしていくらにするかというのを想定する必要はあるのかなということです。

3 ページ目の真ん中から上のほうに三つほど●で示しています。11 月のときに提案したものでは、一応候補者とか政党とかは「(仮称) 選挙資金管理団体」のようなものを置かなくてはならないといった形にするのが良いのかどうかという議論も必要なのかなということです。

二つ目の●で、「立候補後選挙活動期間になされた収入・支出」と「それ以外の収入・支出」というのが区分すべきなのか、区分すべきだとしたらどういうふうに区分する方法があるのか。というのが悩ましいところかなと思います。

三つ目は、候補者及び政党以外の者に対して選挙活動費用の上限額というのを置くべきじゃないかという話も 11 月のときにさせていただいたので、ここら辺も議論が必要かと思います。前にもご紹介させていただいたイギリスですと第三者機関というか、候補者政党以外の者も一定程度制限がかかっていて、いわゆる資産家が候補者とか政党に関わっていない資産家がＣＭに資金を支援して行うということも、規定がないとできることになりますので、そういったことに関してどういうふうに考えるかということも議論が必要なのかなと思っています。ほかにも色々と問題点が出てくるかと思いますが、自分の中ではここら辺がポイントなのかなというふうに思っています。

3 ページ目の 3 からは、関係することで少し議論が必要だろうということ、11 月にも一度提示させていただいたものを改めてポイントだけ示しました。一つ目は公費の負担をどうするかということだと思います。公費の負担については、第 1 部門の議論の中でもこれは必要だろう、公平性についても資金的な余裕のない候補者が出られなくなってしまうので、一定程度の公費負担があった方が色々な方が候補者として名乗りを挙げることができるだろうということもありましたので、公費の負担はするべきだろうということ。

それから 4 ページ目に「政党交付金の使途」ということで、これも 11 月にお示ししたものを再度お示ししているような内容ですが。韓国の法律を参考にして、いわゆる政策シンクタンクのようなものを置かなくてはいけないですとか、女性・障がい者への支援を政党交付

金をそういうところに使いなさいというような法律を作るということを改めてお示ししています。

もう一つ、地域政党への助成についてどうするかというお話があるかと思います。これは、現在政務活動費がありますので、そことの関係も含めてどうするかという話になってくるかと思いますし。地域政党に仮に政党交付金的なものを用意するとすれば、それは国が用意するのか自治体が用意するのかということも議論が必要かと思います。

最後に「政治資金」という項目だけになっていますが、これは「政党交付金」とか「選挙活動に関する費用」とか「公費の負担」ということも含めて議論が必要なのかなということで全くの空欄にしていますが。少なくとも特に政党交付金は税金を使って活動していることに対しては報告義務を課しても良いのかなということもありますし。場合によっては使途の制限というか、何か使い道の透明性というか、そこら辺の仕組みが必要なのかなと。まだ提案までは至っていませんが、そんなことも必要ではないかということです。

とりあえず今日は、ちょっと改めて少し整理して提示したという程度で恐縮ですけど報告です。

片木淳：ありがとうございました。それでは、どうぞ忌憚のないご意見・ご質問をどうぞ。

坪郷實：一つは不在者投票・期日前投票のところですが、これは投票所などの設置という問題があるということなんですが。これは例えば郵便投票を広く入れるとなると、この状況は変わるのでその場合には期間をもう少し長く取ることはできるのではないかということですね。期間は前からも 90 日以内という形でなって、私はできるだけもう少し長い方が良いということではあるんですけれども。衆議院の場合のように憲法上規定などがある場合もあるので、90 日以内ということになっているんですけど、選挙期日の決定については 90 日までに決めるというような、決められる場合には選挙期日は早く決められると。これも 1 年ぐらい前から選挙期日を決めるというような文化が成り立たないと、こうはならないと思うんですけれども。例えば選挙期日の決定というのは、この部分については 90 日までに決めるというような表現ができたらというような印象ですので、代案ということではありません。

もう一点は公費負担の関係ですけれども、政党交付金についてはもう少し使い方については特徴のあるような使い方の提案ということになっていると思うんですけれども。3 ページの 3 の①のところですね。これは選挙に出た候補者に対する費用の一部償還という形になっているんですが、この部分は一定の公費負担というのは必要ではないかという議論をこれまでしてきたとは思うんですけれども。政党交付金と或いは自治体選挙についても地域政党や地域の政治グループなどについての政党ないしは政治グループについての助成というのが入るのであれば、それに一本化しても良いのではないかと思うんですが。この 3 の①と、4 ページの方の政党交付金と候補者に対する費用の一部償還という関係について、何か議論があればもう少し小林さんの方からのお考えをお聞きしたいと思います。

片木淳：はい、ありがとうございました。小林さん、これは 3 ページのところが 3 で、4 ペ

ージの政党交付金の使途も 3 となっていますけど、4 ページは 4 と 5 ということですね。今の点について、小林さんから答えていただけますか。

小林幸治：そうですね、基本的な考え方として制度も複雑になっているし、色々なところから複数公費の負担がされているし、できるだけ制度を改善するのであれば統一させたいというかわかりやすくしたいなということがありますので。ご指摘いただいた部分も含めて少し検討が必要かなと思います。できるだけわかりやすくして、誰にどれだけ税金が支出されていて、それをどうゆうふうに誰が使っているのかということをできるだけわかりやすくするというためには、色々な複数の出し方をするよりはなるべく一つにまとめた方がわかりやすくなるかなというふうに思うので。改めてちょっと具体的に考えてみたいと思います。

片木淳：今の前段の話に関係する 2 ページの一番上の期間の進行表ですけど、ちょっと私も教えてもらいたいんですが。90 日以内というのと 80 日前というのと言葉を変えていますよね。これは何か意味がありますか。というのは、さっき坪郷さんがおっしゃったように前が良いのではないかと、前というか前までにと。1 ページの 1 の②のところには文章で書いてあって、「議員の任期が終わる日の前 90 日以内に行う」と、ここに以内とあるわけですよね。その意味は何かと。それから③に「その選挙は閉会の日から 90 日以内に行う」とあって、②と③に以内という記述があるんですが、そこをちょっと説明していただけますか。どういう意味なのかですね。

小林幸治：これは図で言うと基準日から見ているんです。だから投票日を基準にして 14 日前、80 日前、90 日以内というふうに。

片木淳：その以内というのは以前ではいけないという、基準日のこちら側の方向の中でやるようにという意味ですかね。それ以前にやってはいけないと。

小林幸治：そうですね、ここでの提案は以内なのでその前は当たらないという。現行法がそうなっていたので、それになぞらえてしまったという感じですね。

片木淳：90 日以内というのは、この期間の範囲内でということですね。しかし、立候補の届出があるから 80 日前までにやらないといけないことになりますね。ですから公示・告示日と関係ないということになりますか。どういう関係にありますか。80 日前と書いてありますけれども、選挙期日の決定はもっと後ろで良いということにはならないですよね。公示・告示日を言わないといけないわけだから。公示・告示日に選挙期日を言わないといけないから。だから物理的というか、この 10 日間以内にやれという意味になりますよね、結論的には。選挙期日の決定は 90 日以内だけどずっと近づいたところまでいつでも良いというわけではないということですよね。事実上は 80 日前の何日か前までに選挙期日を決定して、そして公示・告示すると。それで選挙活動が始まるということで良いですか。ということをお聞きしているんですが、そこはどうでしょうか。

小林幸治：何かちょっと頭が混乱していますが。

坪郷實：関連ですけど。今の統一自治体選挙は、選挙日を確実に決めるのは比較的直前だと

思うんですけど。ほぼ 4 月の前半・後半のこの日だろうというのは以前からわかるわけですよね。ということはそういう形で選挙期日を決めるというのは、限定をしなくても早く決められるという構えでいたほうが良いのではないかということなんですよね。その上で選挙期日が決まらないと、そのあとは動かないと思うんですけれども、候補者の届出開始というのをもっと早くするかどうかというのはちょっと検討は必要でしょうけど。候補者は選挙を目指して立てることになるので、あまり早く決めすぎると変更も含めてあるので 3 ヶ月前ということではあると思うんですけど。そういう意味で選挙期日の決定については、前倒しでも良いという構えはどうだろうかというのが、私の最初の質問だったんですけど。片木さんはそれとはちょっと違いますか。

片木淳：その問題も出てきますし。今の説明で私も思い出したんですけども、確かに統一地方選などでも相当前に決まりますね、正式かどうかわかりませんけれども。正式なのはよくあるのは選管で知事選などをいつに決めるというと、知事の任期は○月○日に切れるからこの日に決めると相当前でしたよね。選管で実施としてはその日に決めるという意味での選挙期日の決定というのは現行法でもやっているわけですよね。それとここで言う選挙期日の決定というのは、現行法と同じようなことを言っているのか。それともこっちの方の公示・告示と連動させた形で、遠くはあるけれども実質は公示・告示と同じ形で選挙活動を始める期間を言っているのか、そういう理解で良いのか、そこも聞きたいですね。

小林幸治：現在の決め方に則って日にちだけ変えただけ、というのが事実だと思います。だから坪郷先生にご指摘いただいたような 90 日までに決めるとしたほうが良いかなというふうにも思いますし。

片木淳：我々がここで改革として何を打ち出しているのかということころがね、イメージがはっきりしないと

小林幸治：イメージということで言えば、現行法で言うと選挙運動期間があまりにも短いので、それをもうちょっと長くして自由な選挙活動ができるようにしましょうというのが根本的だと思います。それが 90 日が良いのか、180 日が良いのかというのは、僕も 90 日にすごく根拠があって示しているわけではないというようなことです。それとこれを延ばすことで実務上どういうことが起こってくるのかというのがあまり想定できていないので、何が起こってくるんだろうなというのがあるのと。たまたま今年は沖縄の県民投票があって、2 月の告示日とその次の日に沖縄に行ってきたのと、3 月末にも伺ってヒヤリングをしたりして来たんですけど。あれも住民投票なんだけど選挙運動期間は 10 日間ぐらいでしたよね。期日が決まったのが昨年末だったかと思うんですが、それぐらいの 2 ヶ月から 3 ヶ月前には投票日は決まっていて、ただ選挙期間自体は自治体の選挙と同じような期間が置かれていたということで。ざっと様子を見てきただけですけど、実際にどんな運動をしたら良いのかということは当時者の方々も戸惑っているような感じはしました。当たり前ですけど候補者の名前を連呼したりすることではないので、反対・賛成みたいなことなので、それがここでそんなに参考にはならないかも知れないですけど。正直住民投票で 10 日間ぐらいの選

挙運動期間だと短かすぎるかなと思いました。自転車隊というのを出していろいろ運動していましたけど、それも相当早く走らないといけないと、期間が短いから 1 日何キロ走らないといけないような話になってしまうということで、もう少し楽しくできるような雰囲気があると良いなと思いましたけど。そういうイメージを持ちながら 80 日とか 90 日にした場合どうなるのかなと。

片木淳：ちょっとお話中ですけど、話を元に戻さないといけないですけれども。我々が選挙運動規制は撤廃と、だから選挙運動期間は本当はいらないわけですよね。しかし、選挙の資金の問題はあるし、資金の上限を超えさせてはいけないという問題もあるし、選挙公営でどれだけ資金をバックアップしないといけないとか、という問題があるので名前をわざわざ変えて立候補後選挙活動期間という概念をつくっているわけですよね。それをよーいドンをいつからさせようかというのが今までの流れですよね。だから今までの選挙運動規制と同じ感じで考える話ではないですよね、ここは。ですから、ここで言うのは今言った意味でどのぐらいの期間活動させて、それを応援し或いは上限を入れてそんなにお金を使うなということをどういうふうにするかという話だったですよね。そういう観点からやっぱり議論すべきじゃないでしょうかね。そうなると選挙期日の決定というのと、公示・告示ということの関係がどうなるかね、選挙期日決定前だって我々の理解で言えば選挙運動はもう規制撤廃だからやって良いわけですよね。そういうことを整理しないといけないんじゃないでしょうかね。ちょっと細かいことですけど気がついたのは、1 ページの②の文章の問題なんですが、「任期満了による選挙は」と、ここは前にも言ったかも知れないけど、何かごちゃごちゃしていないですか。ここで言っているのは選挙をやる日を言っているわけですね、②は。今の話はこれじゃないわけですか、決定は別ですか。ちょっとそこがわからないですね。「任期が終わる日の前」というのは基準日とも違いますね、任期が終わる前というのはね。任期が終わる日というのはね。ちょっと質問を変えて言えば、1 ページの 1 の中で選挙の決定を行うというのは書いていないということですかね。まん中からちょっと下に初めて出てくるんですね。だから、書いてあることは書いてあるんでしょうけど、①から⑥までとの関係がはっきりしないですね。そこはどうでしょうね、みなさん。

三木由希子：とりあえず選挙日を決めなきゃいけないということと、立候補者を確定させなくてはいけないということでの期日というか期間を区切るということは絶対必要だとは思うんですよね。いつ投票日にするのかということをいつまでに決めないといけないのかということと、立候補がいつまでできるのかという立候補者の確定をするということですね。ということで、90 日・80 日が出てきているという以上のことではないという理解でいいですよね。お金の支出の規制がかかってくるのが、立候補者の確定後という理解でいいですか、それとも期日の確定後なんですか。

小林幸治：立候補後選挙活動期間内です。

三木由希子：なので立候補後に確定をさせるということですか。

小林幸治：はい。

三木由希子：期日の決定は９０日までにして、投票日から 80 日前の時点で立候補者の確定がしてなきゃいけないですよね。だからそれ以降の立候補は認めないという話ですよね。
片木淳：ちょっと待った。確認ですけど、そうすると 2 ページの一番上の 90 日以内というのは、さっき坪郷さんが言ったように 90 日までにと変えるということですか。今の理解はね。90 日以内というのは、さっきも議論したようにこっちだと言うんでしょ。ちょっとそこを確認したいですよね。
三木由希子：なので、立候補前なのか、以内なのかまでなのかというのはあると思うんですけど。要は期日をとりあえず決めないといけない、デッドラインは決めて、期日を決めたら投票日を決めたら立候補の届出ができるようにして、80 日前になったら締め切りますという、そういう仕組みと理解して良いですよね。その 80 日から支出の上限規制がかかりますと。あと公費負担について一定の支援が受けられますよということになるので。それ以外の部分は何も変わっていないですよね、つまり日常的な政治活動とか、今で俗に言う選挙運動みたいなものをいつしてようが別に問題ないという、ただし上限がかかっているお金の部分については限度内でやってくださいねということ以上のことではないという理解で良いですか。
片木淳：ただ、そう理解したいんだけども、おっしゃった 90 日以前も今で言うところの選挙運動をどんどんやっていいというイメージが伝わらないんですよね、何か工夫しないと。これだとさっき小林さんも説明したように、ヨーイドンでこの間だけ今みたいな選挙運動規制がある中でこの期間やれるというようなイメージになってしまうんですね。書き方が難しいとは思いますけど。わざわざ立候補後選挙活動期間という言葉を作ってこの間だというふうに言っているけど、結局それは選挙運動規制とは関係ないですね、公営選挙と上限規制、この二つだけの話ですね。
小林幸治：最終的にどういうふうにまとめて文章化するかというのは全然想定していなくて、論点整理をしているだけなので。これ順番も含めて、本来は支出の制限のほうが先にあって、その支出の制限がかかるのはどの期間なんですか、すべてなんですかということに関して立候補後選挙活動期間ですよということの見せ方の問題かなというふうに思いますので。そこら辺は最終的にはちょっと工夫が必要だと思いますけど。考え方としては、ずーっといろいろな活動をやっていて、80 日前だからと言ってそれが変わることなく同じような活動をしているんだけど、80 日前からは公費の負担も受けるので三木さんの繰り返しになりますけど、この期間だけは費用の部分の報告をちゃんとしなさいよという規制がかかると。
片木淳：そうすると 2 ページの下の２のところが先に来た方がわかりやすいし、我々の意図もはっきりするんですかね。というより、更にもう一つ付け加えれば選挙運動規制は撤廃しますということをまずボーンと言って、
小林幸治：それは最終的な見せ方はそうすれば良いと思いますけど。そこはもう基本的に撤廃するということは、審議会の中でも確認をしていることなのでそこはちょっと置いた上

で、この部分を議論しているので。

片木淳：説明の流れとして、これだけ読むと今言ったように誤解が出てくるわけでしょう、先にこの１ページを読むと。最初に立候補の活動期間を長くするんだなということから頭に入るということでしょう。しかし、我々の意図としては選挙運動規制というものは撤廃だと、そういうことを前提にして後は何の規制が残るのかと言われれば、公営選挙を少しするでしょうと。あまりにもお金を使いすぎたらダメでしょうと、いうことでそれを押さえるために立候補後選挙活動期間という概念を作って、それだけのための期間ですと言って、そしてその期間はどんな設定にしますかと言うと、この２ページの上の表のような期間だということですよね。欲を言えばもうちょっと誤解のないように書けないかなという気もしますよね。それは手続き問題だから良いですけど。そこを強調しないと。

小林幸治：おっしゃることはよくわかって、この答申の４－１－１の部分を中心に今日は議論しているだけなので。これ全体があって、ここを今日は議論していますよというだけですけど。

片木淳：それはそうなんだけど、説明のし方としてね順番とした方が良いのじゃないかという意見を申し上げたんですけどね。ほかに何かあればどうぞ。

小林幸治：できれば三木さんにも少しいろいろな部分で問題提起していただけると思うので、そこも含めて全体で議論していったほうが良いような気もするんですけど。

片木淳：じゃあとりあえず小林さんの発表は以上で良いですか。また議論していただくことにしまして。三木さんの方から説明をお願いします。

三木由希子：政党交付金の問題が私のアサインメントだったので、小林さんの案をベースに議論したら良いのか、私の案をどうするのか、私の案を用意してきたのでご検討いただければと思います。

「政党交付金に係る改革について」ということで、論点整理とある程度具体的な提案ベースまでは書いています。大きく言うと、交付先と使途などについての二つの項目に分けて資料は作っています。小林さんが使途のところについては書いていますけれども、ここも私は違ったことを書いたりしていますので、何をするかはもうちょっとご検討いただいたほうが良いのかなと思います。

交付先について、現状については申し上げるまでもないかも知れませんけど５人以上国会議員が所属ないし直近の国政選挙の選挙区総計か比例代表総計のいずれかで２％以上の得票率、但し国会議員が１人以上在籍していることが条件ということの条件を満たしているところに国政政党としての交付をしますと、法人格が必要ですというのが現状の枠組みです。

論点整理として、まず政党交付金の目的というのを確認すると、ここに政党助成法の目的をそのまま引いていますけれども、目的としては「議会制民主政治における政党の機能の重要性にかんがみ」となっているので、議会制民主政治は地方議会でも同じなので大きな目的としてはあまり地方と国を分けていないんですけれども。政党を定義するところで国政政

党に絞っているので、制度の目的そのものからはイコール国政ということに必ずしもなっていないんですけれども。政党の定義を加えることによって、趣旨が絞られる構造になっているというのが法律の基本的な作りかなと思っています。こういう中で国政政党のみの交付が良いのかどうかというところが従前から問題になっているというところで、これを議論するときにまず整理したほうが良いのかなと思ったのは、まず公職者というものをどの範囲考えるかということで。公職者というと、国会議員で衆参両院と首長と地方議員という立場がいるということですね。国政政党の場合は首長かどうかとか、国会議員かどうかということでその政党の中で何かが変わっているわけではないので。国会議員をベースに算定された交付金は、政党に所属した首長が選挙に出ればそこにも使えるという構造にはあるということなんですけれども。そうすると非常に複雑な話になってしまうので、ここは議員ベースの話にして、公職者ベースという話にしないほうが良いかなと考えています。それからほかの公費支出との関係で言うと、国政だと文書通信交通滞在費というものがあって、これは国負担で国会議員個人ごとに付与されるという仕組みということです。地方議員に関しては政務活動費が出ている自治体があるということですね。すべての議員が政務活動費を貰っているわけではないという構造になるので、出しているところでは自治体で負担して会派ないし議員個人に付与ということになっていて、会派ないし議員個人、あるいは両方なのかということを選択なのかというのは自治体の条例ごとに違うので自治体ごとに違うという構造ですね。首長に関しては特に公費支出はなくて執行機関の活動そのものなので、日常活動そのものが公費に全額依っているということになるわけですね。ここも含めて整理しようと思うとかなり大掛かりになってしまうので、今回この提案の中では特に手をいれていないですけれども。地方議会を考えたときには政務活動費の問題は避けて通れないかなというふうには思います。

それから、国政か地方も含むかという事で言うと、国政政党の場合は枠組みが割とはっきりしているのでどの範囲に出すかというのを定めやすいということになるので、割と制度を作りやすいのかなとは思うんですが。地方を含む場合は、いろいろなパターンがでてきてしまうかなと思います。現職議員がいる場合は、議会内の会派と政策グループとか政党というのが一致していない状態があるということですよね。国政政党所属の議員と別の政策グループが一緒の会派を構成しているというのは日常的にある光景なので、議会内の会派と政策グループや政党というのが一致しないのが地方議会の現状であるという問題はあると思います。そもそも党籍の有無が政党からの立候補の要件になっていないところもあるので、これは政党内の自治の範囲で決めていると思うんですけれども。党籍とかそこの正式なメンバーであるということが要件ではなく立候補しているとか議員になっているという人たちはいますので。そうするとどういう基準で政策グループとか政党とか会派というのを整理するというのは、かなり困難があるなと思っています。なので国政政党を念頭に置いた政党交付金の枠組みは、そのまま地方に持っていくのはかなり無理があると思うので、地方の政策グループや地域政党に対する助成の仕組みは別に作るということを考えた方が合理

的かなと考えています。

それでは、助成金はどこが負担するのかということですが、国政政党は国費負担であることの合理性がそれなりにあるので、割とストレートにこのままである程度議論が成立するかなと思うんですが。地方の政策グループの場合にも国費で負担するのかという問題は出てくると思います。誰に支出するのかということも難しいんですけれども、もう一つが地方議員の現状を考えると、市区町村議会も無所属が大変多いという現状があります。これは別紙でお配りしていますけれども、総務省がまとめている地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調というのがありますけれども。それを見ると都道府県議会は無所属が19.6%なので、ほぼ政党化・政策グループ化しているということがわかります。一方で裏を見ていただくと、市区町村議会議員というのがあるんですけれどもこれが無所属が 70.2%ということなので、選挙の時には無所属なんだけれども、議会活動は会派組んでいますというような状況でいるというところが多いということですね。やはり市区町村議会をいわゆる政党とか政策グループベースで考えるのは結構大変であるかなと思っています。もう 1 枚資料をお配りしているんですけれども、レジュメの 2 ページの下にも報告書の本体を引用していますが、そもそも議会内で会派を構成しないところも結構あるという話なんですね。市区議会では約 90%で会派構成がされているんですが、町村議会になると 16.6%しか会派構成されていないという状況にあるので、市区議会はまだしも町村議会になるとかなり難易度が高くなるという現状にあるのかなと思っています。更に言うと、今日は資料として持って来てはいないんですけれども、総務省がまとめている地方議会の状況についての基資料というのがウエブ上にありますので。それを見ると例えば市区議会で言うと無所属の割合が大体 6 割で、その内女性が無所属で通っている割合は 36.7%ですね。公明党とか日本共産党に所属している党派に所属している人が女性議員としては通っている割合が多いという傾向が出てくるということですね。町村議会も無所属が約 9 割近くいるんですけれども、無所属で女性議員という割合は約 6 割くらいになるんですね。やはりどこか党派とか政策グループに所属している女性の方が、議員になりやすい状況にあるということは言えるので。何とか議員の多様性を確保するためには、一定のグループ化とか政党化のようなものは促した方が良さそうだということは、数字から見える傾向としてわかるかなと思います。ですので、いろいろ資料の数字を確認した範囲で言うと、状況としては個別性が高すぎるので一律の仕組みでこうしなさいという事を細かく法律ベースで決めるのは、かなり無理があるかなと思っています。例えば政務活動費以外に何かお金を出すとすれば、基本的な枠組みは地方自治法とかの改正で少し整理をして、政務活動費も地方自治法の中に入っていますので、そことの関係も含めて整理をして定めて、そのほかは分権化して自治体ごとに決定して負担する仕組み、つまりいくら出すとかについては国費で出すのではなくて、自治体ごとに決定をして負担をするということですね。もう一つのポイントとしては、自治体ごとに決めてくださいねというときに、政策グループなり何なりにお金を出すことを義務付けるのか、それともそれも含めて分権化して裁量に任せるのかということは出てくるかなと。義

務とするかどうするかというものを整理する方法としては、今政務活動費条例というものがありますので、そことの関係を整理して何かやる必要はあるのかなということが論点としてあるかなと思います。

片木淳：今の説明としては2ページの下で良いですか。

三木由希子：2ページの下ですね、はい。次に3ページの方に行きます。

交付先要件はどうするかということを少し考えてみたんですけれども。国政と地方を分けると割り切ったほうが、こちらも制度を作りやすいかなと思います。国政政党の場合は、現職の国会議員がいるか、現職の国会議員がいないものの一定の得票率１％とかを直近の国政選挙で獲得して、尚且つ政党の法人格を取得させて継続して活動する意思のある政党というふうにすると現職の国会議員がいなくてもある程度救えるかなと思います。1%得票できていれば一定の社会的支持があるということにはなるかなと思います。そうすると政党の法人格要件を見直さないといけないという話になるんですね。なので現職の国会議員がいる政党は法人格が取得できるというふうにして、それ以外は1%の得票があるということと、あとは宣誓などをしてそれを元に法人格を付与させるという方法が一つ考えられるかなと思っています。法人格を付与すると登記しなくてはいけなくなりますので、代表者とか基本的な組織情報を公開しなくてはいけなくなります。そこは法人格を与えて基本情報を公開させるという意味では、国会議員はいないけれども交付しますという仕組みを作る時にはこれくらいは必要になるかなというふうに考えました。

地方議会の場合なんですけれども、これはこの審議会では都道府県と政令市議会の選挙制度と、それ以外の市区町村議会の選挙制度を変えて提案をしているので、この選挙制度の違いに着目して整理するのが一つの方法かなと思っています。

都道府県と政令市議会は、比例代表制を提案していますので立候補届け出時の政党・政策グループをベースに基本的には一定の支援をするという仕組みがあり得るかなと思います。但し任期途中での解散とか離合集散が常に批判されるので、それについては使途制限とか交付条件などで対応して、特にここでは条件化しない方が制度としては作りやすいかなと思っています。それで比例代表の場合は現職議員がいる政党・政策グループないし、直近の選挙で一定の割合の得票を得たもので継続して活動の意思があるものが対象という事で、ここは国政と同じ考え方。ただここで法人格という話はしにくいので、本当にこれで良いのかという問題はあると思っています。それと地方議会の場合は国政政党の支部との関係が出てきてしまうので、そうすると国政政党の支部と都道府県や政令市からの交付と重複的な交付になる場合があるということで、これも抜け道だらけで良いのかという話にはなるかと思うんですが。議員が支部長になっている政党支部に対する交付金の分配金額よりも自治体による交付金額の方が多い・上回るという場合は、その差額分だけ出すという仕組みにすると。もらわなければ満額もらえるという話になるので、抜け道だらけと言われればその通りなんですが、こういうふうに調整をするということでどうかなと思います。

それから市区町村議会は制限連記制にしていますので、政策グループ化を促すインセン

ティブに活用するという発想で支援の仕組みを考えたらどうかなと思っています。なので立候補時に届け出た政策グループに対して交付する仕組みということにすると。任期途中での解散等については別途対応と。ここについては地方議会の市区町村議会の場合は、現職がいないところの扱いはとても難しい気がするので、現職議員のいる政党・政策グループのみに交付するということ。そうすると選挙のときの枠組みで政策グループとか政党をベースに投票した人たちとの関係は割りとはっきりしていて良いかなと思っています。国政政党の支部との関係で言うと、ここは都道府県議会と同じ考え方で、必要であれば整理をするかなというふうに考えています。地方議会の場合は、先ほども申し上げたように政務活動費との調整が最終的には避けられないので、その政務活動費との枠組みで一括して何か提案をする必要が出てくるのかなとは思います。

２の使途に関して言うと、現状は使途制限がないということですよね。結果的に政党の離合集散が促されやすい側面があるということに対しては、何らかの解決が必要だろうと思うので、使途を制限するというよりは違う形で仕組みを考えました。

国政政党に関して言うと、小林さんのご提案にもありますけれども、使用目的の枠組みを設けるということで、この前の答申では政策研究費の支出を交付金の５％以上にしていたんですけれども。もう少し割合を上げても良いのかなとは思うので、ここは今日ご議論いただければと思います。それから政党交付金の総額の内 20％分というのは、予め分配対象から外しておいて女性候補を始めその他のマイノリティーグループの候補者を一定割合にした政党に対してあとから分配するという仕組みにするというふうにしたらどうかなと考えています。使途の制限をしようと思うと、インセンティブにあまりならないかも知れないと思うので、むしろそういう候補者を直近の国政選挙でちゃんと立てていたというところに対して、余分に分配されるという仕組みを考えました。それから度々問題になるのが、交付金を使い切らずに次年度に繰り越すということがよくされていて、それが結果的に選挙資金としてプールされているという状態にあるんですけれども。次年度への繰越に関しては使途を制限して認めるか、全額返還のいずれかしかないかなと思っているので、ここもご議論いただければと思います。

それから離合集散の原因になることを回避するために、2 点ほど考えてみました。一つが政党が解散したときの政党交付金の残額については、返還させるという仕組みにするということと、解散が決まってからほかの政治団体にお金を移すということが結構頻繁に起こって、解散前から一定期間を遡ってほかの政治団体に移した分も含めて返還をさせるという仕組みにすると。例えば政党の解散日から遡って１ヶ月とか、その間にほかの政治団体にお金を移している場合はそのお金も含めて返還するという仕組みが一つ考えられるかなということです。それと政党交付金は四半期ごとに支払われていますけれども、交付金は受領してから 1 ヶ月以内に政党を解散した場合は、当該期の交付金の全額を返還させるということも考えています。四半期ごとなので、1 年分既に払った分を返還させるとなると結構大ごとになってしまうので、その当該期だけというふうにするというのもありかなと思って

います。

それで地方議会の場合なんですけれども、使用目的の枠組みについては政策研究費の支出を政党交付金で言うと 5%というのをそのまま持ってくると。これも政務活動費との重複の話が出てきてしまうので、いずれにしても整理は必要かなと思っています。それから都道府県政令市の場合は、比例で選挙をしますので総額の 20%については国政と同じように、女性候補者を含めその他のマイノリティーグループを一定割合で出した政党・政策グループに対して追加的に配分する仕組みということをしてはどうかと。市区町村議会の場合は、比例のような選挙でもないので、女性候補等の枠というのはちょっと決めにくいので、ここは設けることが難しいかなと思っています。ですのでここに関しては、特に使途制限を具体的にすることは難しいと思います。ただ政策研究費の支出を一定割合にするということは十分にあり得ると思っています。次年度の繰越については、国政政党と同じ考え方をそのまま当てはめるということですね。

というのが、思いついた範囲でいろいろと頭の体操をしてみたというところです。そのほかで今回議論していないこと、範囲に入れていないことで言うと、そもそも国政政党に対する政党交付金の額が大きすぎるということが以前からあって、その総額がこのままで良いのかという話は今回入れていません。それから政務活動費との関係については、随所に引っかかっているところがあるので、そこでは言及はしていますけれどもここの整理までは至っていません。選挙における公費負担との関係も今回は特に入れていません。また政治資金規正法との関係についても入っていないということです。

アイディアとしてこんなことが考えられるかなという程度の話なので、いろいろとご議論いただければと思います。

片木淳：はい、ありがとうございました。それではどうぞ。何でも質問から。

坪郷實：それではいくつか質問ないしは意見になるんですけど、まずは２ページの③の助成金はどこが負担するのか、ですね。言われる論点は納得はするんですけども、ただ国と自治体との財政配分の問題としては、大元の問題があるので果たして国費なのか自治体の経費なのかっていう区分は難しいのでそのことはちょっと考えないといけないのではないかと。むしろ自治体側にとっては、ここで負担が増えると出さない自治体がありうるので、実質的にこれは動かなくなる場合があるのではないかと思うので、ちょっとその辺の検討が必要ではないかということで国費と自治体が負担するという、そういう枠組みでは十分いかないのではないかという風に私は思います。それ一点ですね。

二点目は、国政政党の場合には従来の国会議員がいるものだけではなくて国会議員がいなくても一定の得票を得たところが法人格を取得することによって政党助成、政党交付金を出すという、こちらの方向が私は良いのではないかという風に思います。議員だけに絞らないということが一つポイントかなと思います。

自治体議会の場合には都道府県・政令市で比例代表になると、ほぼそれに見合うようなものになると思うんですけど、今度は市区町村の場合、ある程度制限連記制で政策グループ化を促す。あるいは、これは自治体で言うと違うんでしょうけれども、無所属で立っても会派

制で通ってるところでは多くの一人議員は会派に属するという場合が多いので、その中でどうするかだと思うんですが、ここの場合には現職議員のいる政党、政策グループのみに交付という形になっているので、そうすると当選しないと政党助成ないしは政治グループ等の助成が受けれない、一人グループ等を可とするにしてもですね、ということになるのでちょっとその辺も検討が必要ではないかと思います。それはいわゆる選挙における公費負担との関係で言うと、当選しなくても一定の得票を取ればこういう助成があるということであれば、他の公費負担というものは、大きな形での議論が必要ではないかという気もするので、ここで一つの制度でカバーするような方向で行くと、この市区町村議員レベルについても当選しない場合でも一定の助成金、交付金があるような形の方が良いのではないかという風に思います。

それと４ページの（２）の国政政党のところで、ある程度使用目的の枠組みを作るというのは必要だと思いますし、政策研究費は 5%以上ではなくて、やっぱり 15 ないしは 20%以上のような、もう少し高くても私も良いという風には思います。ただこれを次年度への繰越について単年度でやらなければならないとすると政策研究費などは特に単年度で繰越ができないとなると、これやっぱり使いにくいところがあるので、例えば次年度の繰越をある程度制限するとしても政策研究費等はできるような方向で考えた方が良いのではないかという風に思います。それぐらいでしょうね、とりあえずは。

片木淳：何かコメントなどご指摘に対してあれば。

三木由希子：そうですね、国費で負担するにしても、じゃあ出しましょうって話にならないので、いずれにしてもどっちも財源限られている中でどこが負担するかって言った時に、じゃあ選挙って何のためにやってんのかって言った時に、本当は自治に還元しないといけないので、じゃあ自治の中でそれぞれ分配していきましょうって話をするのが分権かなっていうのが、私の基本的な最終的結論なんです。なんですけど国費で負担するとすれば、多分国の大きな枠組みのルールに縛られた制度しかできないっていうのもあるので、そこはどういう目的のものとして都道府県市町村で助成支援の枠組みを作るかという目的によって結構選択肢の議論ていうのも影響されるかなという風に思います。なので、一応別のところで交付を自治体の義務とするか否かっていう、だから金額はそれぞれ決めれば良いんだけれども、法律上義務とするのかどうか。政務活動費はできる規定だと思うんですよね。一定規模の自治体とかでも本当に少額しか出していない場合もありますし、町村とかになるとほぼ出てないようなところもあると思うので、できる規定にするとやっぱりそうなってしまうと思うんですよね。義務規定にすると、なんで議員に出さないといけないんだっていう話にどっち道なってくるので、議員とか議員じゃないやつになんで出さないといけないんだっていう、自分たちのサービス削られているのにって話には最終的にはどっちにしろなるので、いずれにしても実現させようと思うとどっちを選択しても結構ハードルが高いのかなと思っています。

あと市区町村議会で言うと、議員じゃない人にどうやって正当性をもって出させるかっていうのが結構難しいかなとは思っているんです。落選者の中で、供託金制度もなくなるということで、供託金召し上げられるか否かみたいな選別もなくなるわけですよね。得票率っ

て言ってもやっぱり制限連記とは言え、大選挙区制なので得票割合はものすごい小さくなるわけですよね。零点何パーセントとか、そうなった時にそれでも 100 人しか支持されていない人に出すかと言った時に、それも議論としてどこまで通るのかなっていうのが、ちょっとやっぱりそれを乗り越える論拠がどこにも見出しにくいっていうのがあって、市区町村は現職中心にするしかないかなという感じ。だから現職は自分の仲間を増やしてグループを作ってがんばってもらうという風にするしかないかなという風に考えたというところなんですね。比例だと基本的に政策ベースで投票されるので、割とすごく小さい得票率に対して公費の支援をしますよって話は回避しやすいかなというところで、一応選挙区制度、選挙制度をベースにちょっと振り分けはしてみたんですけど、他に何か色々と選択肢もあると思うので、制度としては。そこは色々アイディアを出せば良いかなと思ってます。

それとあと使途制限の部分、政策研究費は多分金額が大きくなると一部の政党はすごい金額大きくなると思うんですよね。だからそうなってくると別法人とかにしてちゃんと管理して財務の透明性とか活動の透明性を図らせるっていうことをする必要が出てくるかなと思って。そうすると韓国的な話になってくるのかなと思うんですよね。別法人格のシンクタンクを作れっていう仕組みになっているので。ただ地方政党は少し厳しいっていう話になってくるんですけど。韓国は小政党でもやれっていう仕組みになっているので。やろうと思えばできるのかなとは思うんですが、ただ結局一人しか国会議員がいなくて出すって話になると、法人格作ってどうこうっていうレベルじゃない金額しか出てないし、逆に 20%って縛ると本当に政治活動そのものが十分に行えないっていうところが出てくるのかなとも思うので、ちょっとそこは大きな政党を念頭に縛るのが良いのか、それとももうちょっと柔軟性を持たせた方が良いのかということは考えた方が良いのかなという風に思います。

使途制限は結局次年度の繰越を野放図にできるように今基金化すれば使途も縛られずにできちゃうというところをどうやってある程度整理するかっていう話なので。ただ言い換えると野党を中心に基金を選挙資金にしているところがあって、選挙運動する時の資金にしているところがあったり、また供託金の資金源になったりとかっていうのがあるので、今の繰越制度は良くないんですけども、どういう範疇だったら認めうるのかっていうことは議論してみても良いかなと。そこがやっぱりどう考えても合理性ないよねとなったら、ものすごく絞るか、もう認めないっていう仕組みにするしかないかなという気がしています。

いずれにしても政党交付金の使途そのものをすごく制限して決めていくっていう仕組みを採らない限りは、割と自由に、ある程度自由に仕える余地があって、そこを使い切ったかどうかというだけで、単年度主義で使い切ったかどうかというだけで単純に判断してしまうのもちょっと弊害があるかなという気はしています。だからむしろ離合集散した時にお金が何か右から左に流れていくっていう構造に対する不信感というのはあるので、そっちをどうやって抑えるかって方で発想した方がちょっと良いかなって気はしています。

片木淳：小林さん、さっきのご説明との絡みで何かご質問、ご意見ありますか。

小林幸治：絡みというわけではないんですけど、ちょっと確認と、もし具体的な提案とかご存知だったら教えていただければと思うんですが、最初に説明していただいた政党助成法の目的ですよね。政党交付金自体はどういう目的にするのかっていうのが結構重要かなと

いう気がするので、そこら辺、三木さんとして何かお考えがあればというのと、シンクタンクを作るって、ここの目的では政策形成とか何かそういうことが入っていないので、そういうことを一定の目的とするのも、目的規定自体を変えるとかっていうことも必要なのかなと。例えばその関連でもしご存知だったら教えて欲しいんですけど、韓国の法律上の目的ってどういう内容になっているのかっていうのをご存知だったら教えていただければというのが一つ。

それとこれは確認ですね。政務活動費との関係と、自治体に関して、自治体議員に関してあって、何回もおっしゃられていたと思うんですけど、政務活動費自体をなくしてしまうと、グループに所属しない人には何の資金の手立てがなくなってしまうっていう考えで良いのか。そこが一本化するというか、政務活動費をなくしてこっちに一本化しますみたいなことをしてしまうと、行き渡らない人も一定程度出てしまうっていうことがあるかっていうのを、これは確認までちょっと教えてください。

三木由希子：韓国の目的規定は知りません。元々政策グループも一人で OK という仕組みにしているので漏れるということは基本的にないという理解でいます。政務活動費も、会派にしか出さないところも、一人会派を認めることによって出していて、世田谷区なんかは会派か議員個人か選べるんですよね。だから公明党とか共産党とか生活者ネットは会派でもらっていて、それ以外全部個人でもらっているので、自民党とか全員個人でもらってるんですよね。だからそもそも自治体の制度の中で決めていけば良いのかなと思います。

それと前回答申を出した時に、その辺の政党交付金に関して目的規定から一応検討はちゃんと前回のところでしていて「政党の政治活動の健全な発展の促進及びその公明と公正の確保を図り」云々という最後の下線部のところですよね、今回のレジメで言うと。要は民主政治の発展のために各政党に期待されていることというのは、立法活動・政策活動なので、この目的の中で本来政策活動というのは十分に入っていなきゃいけないけれども、使途が制限されていないがために必ずしもそれに使われていないということで、目的規定を変えずに政策調査活動にこの目的から使えないとおかしいと。と言うか使ってないとおかしいという風に前回の答申の時点で実はしているんですね。なので、この目的規定だと読めないって話であれば、その目的規定の改正の検討をしないといけないと。ただし政策活動というのと、政治活動の中に本来含まれてなきゃいけないって話なので、そうするとこの政治活動を分解しなきゃいけないって話になりかねないので、ちょっと躊躇するかなという感じではあります。

片木淳：はい、ありがとうございました。ご説明あったように、今回はアイディアを出されたっていうことをおっしゃったんですけども、だからちょっと先走り気味に、また例によってなるんですが、最終答申も近くなってますんで、期日的にですね、議論したいんですけども、今日ちょっとお聞きしておって背景のところが分からなかったんですが、例えば国政政党に対する政党交付金の改革について色々ご提案があったと。なぜそういう改革をしなきゃいけないかという、その前段の問題ですね。こういう問題があって変えないかんよというところを、国政政党は何だったか、これは今ちょっと説明があったように前の答申に若干書いてあったと思うんですけども、それから地方関係についても今小林さんから質問があっ

たんですけど政務活動費が今あると、であればそれで良いじゃないかとか。その政務活動費を現行制度より少し改革するだけで良いんじゃないかという議論も出てくるような感じがしたんですけども、なぜ地域政党に、あるいはグループに交付金を出さなきゃいかんのかという根本的にと言いますか、どういう問題点があって何を改革するべきなのかという点はどう考えたら良いんでしょうかね。

三木由希子：それ以前に改革するっていう前提で考えろっていうオーダーだったので考えましたっていう以上のことではないです。あと政務活動費は選挙そのものと紐づいていないので、会派っていうのはこれも離合集散しているわけですよね。地方議会の場合。だから選挙当選した時と全然関係ない枠組みで物事が動いていて、そこに政務活動費が出ているという構造なんですよね。そこの仕組みが、やっぱり選挙の正当性とか考えると本当は良くないっていう問題があって、あと政務活動費は一応条例で使途を決めてなきゃいけないので一定の使途制限というのがあるんですよね。なので割と議員ごとに個性は色々で、この前、私地元は世田谷区なんですけど、世田谷区議会の政務活動費の使途のバランスというのをずっと見てたんですけども、例えば広報費なのにほとんど交通費っていう会派があったりとか、実は公明党なんですけども、調査費とかほとんど交通費だったりとか。あと年の初めにほぼ政務活動費全額を広報費として印刷費とその配布費でドカンと出してそれしか出してない人がいてとか。決められた支出項目の範囲で結構自由に使っているんですよね。それはそれで良いんですけども、結局いわゆる政策研究じゃないところに基本的にほとんど使っているという状態が結構目立ったりとかもするので、そういう意味では今の政務活動費は以前の政務調査費の時代よりは全然良くなってきてはいるんですけど、その透明性とかも含めて、ちょっとあの枠組みそのものがやっぱり課題があるのかなというところもあるので、選挙っていうものをベースに、そこの政策グループとか政党っていうのをベースに、ちゃんと支援の枠組みがいくような方が良いのかなという気はしているということですね。そこにこだわる必要があるのかどうかということもあるんですけども、ただ選挙を機能させようと思うと選挙後の離合集散が自由で選挙の時だけ互助会グループみたいになるっていうのはやっぱりちょっと政治不信を助長するだけなので、やっぱりそこに対してあなたたちの責任が一体どこにあるのかっていうことを制度としてそもそも問うようなことを、インセンティブとして持たせるような仕組みを地方議会に入れても良いのかなという気はしています。

　あとさっき少し申し上げましたけども、女性議員って無所属でも通ってますけども、無所属で通っている割合はやっぱりちょっと低いところがあって、やっぱり政策グループとか、政党に所属していることが女性議員にある種なりやすいというか、押し出されやすいということもあるので、政党に所属する必要は必ずしもないと思うんですけども、やっぱり無所属で一人で戦うよりは同じ考えを持った人と一緒にやるという方が、多様性の確保には最終的になる可能性があるのかなという気もするので、そういうインセンティブに何か上手く使える方法を政策的に考えても良いのではという風には思うので、そうすると政務活動費だとできないんですよね。なので、そうすると政務活動費と新たな支援の仕組みを一括して改革しちゃうというのもありかなと思っています。

片木淳：はい、ありがとうございました。だからそういう理由を色々と並べていただいて、じゃあまあ政務活動費はもう要らない、一本化すると、政党交付金にね。そういうことであればそれで、一つ良いと思いますので、さらに文章化してもらえば良いと思います。国政政党についての課題は、前回の我々の答申にはおっしゃっているような女性候補の話とか、使い切っていないという話も書いてありますかね。いずれにしても前回の答申の流れがあって、その中からその延長線で細かいところを詰めるという作業にするのか、それとも否それだけじゃなしにさっきおっしゃったところで、もうちょっと超えたものがあるということであれば今回はよく考えたらそんなところがあるので、それはこういう理由でやっぱり書き換えないかんと思っているんで出しますという風に整理していくことになるんじゃないかという風に思いますね。

それから参考までに地方自治体にお金を出すと、今の政党交付金のようなものもですが、財源をどうするかという問題。これ実は東京都はいつも喧嘩しているんで怒るんですけども、不交付団体は。不交付団体は怒るんですが、交付税制度の仕組みというのは、今の選挙制度でも選挙費用でも何でも全部放り込んであるわけですよね。基準財政需要額という中に。これはちょっと見方が少ないと言って大抵まあ地方団体からお叱りを受けるんですけれども。しかし制度の仕組みとしては、それはあり、そこに入れてある。出発点は地方財政計画という全国の 100 兆円ほどの計画を立てますから、その中に歳出として入れると。そしてそれを交付税に下ろした段階で、ですからそこで不交付団体は別になるんですけども、交付税で面倒を見る。面倒見るという言葉はおかしいですけども、措置するという言い方はよくしますね。だから財政問題が絡んできたら、どうしてもそれをやるというんであれば、それはそれで可能性はあるという風に思いますけどね。

あとまだ時間がありますのでどうぞ小林さんの今日の発表を含めて表現をもんでいただきたいと思います。どなたでも、事務局でもどうぞ結構ですから。城倉さん、はい。

城倉啓：先ほどの三木代表のその他の③で選挙における公費負担との関係は今回議論していないので 4 ページの一番下にあるんですが、先ほど公費負担の話を小林委員の 3 ページの下にありますし、坪郷委員もお話ででてきたので、地域政党あるいは政策グループに対する助成があるんならば、公費負担というものを見直していくという余地があるんではないかと。具体的に言えばなくす方向ということもありうるかもしれないと、公費負担を。そうすると税金があまり使われないイメージができたりするので、打ち出し方としては少し良いのかなと思ったんですけれども、その辺りの可能性についてはいかがでしょうか。

小林幸治：どうしたら良いと思いますか。

城倉啓：私個人的な意見としては、迷いがあるんですけれども、というのは貧しい方が立候補して、そのことを補助するというのは、それは良いことだなと思うんですけれども、なくすというのは見え方としては良いなと。ドバンとなくなるっていう方が、打ち出したなっていう感はあるんですけど。どういう風にさっき言った論点、貧しい人に対する補助というのを考えるのかなということに少し疑問があったので教えていただければなと思います。

小林幸治：そうですね、極めて個人的な意見ですけれども、公費負担というのは納税者市民が一定程度政治活動とか選挙に、選挙はまあ色々税金使われているので使わなくても良い

んですが、政治活動にも責任を持つという意味でも費用を出すということは必要かなと思っています。これが税金から公費負担という形なのか、本来は、ちょっと議論が混乱してしまうかもしれないんですが、自治体議員への、先ほど三木さんから提案があった自治体議員への交付金制度みたいなものを考えたいんだけどって身近にいる自治体議員の方に聞いたら、基本的に政治活動は市民の寄付でやるべきだと思っているので公費負担はなくて良いと思いますって言われちゃったんです。それはそれで一つの考え方だなと思っているので、そこら辺を踏まえた上でどういう風な提案にしていくかっていうことを考えたら良いんだと思います。いきなり公費負担をなくすっていうのは中々現実的には考えにくいので段階的にはなくしていくとか色んなことも将来的にはこういうのが望ましいえど当面はこういう形で段階的に改善していくべきだみたいな提案もありだと思いますし。ていうには思いますけど。

片木淳：それでちょっと気がついたんですけど、小林さんの今日の資料の 2 ページね。この二番目に、題名から定義みたいに書いてあるんだけども、立候補後選挙活動期間に行われた選挙・政治活動ということで政治活動が入っているんですけども、これ今までの議論で大体外すような議論があったように、どなたかがおっしゃっていたように、という流れになってたんじゃなかったですかね。でないと、さらに議論すれば何を入れるのかと。政治活動って言っても、その政党、選挙やってる政党なり個人なりは政治活動ももちろんやるわけだし。二つ問題があって、なぜ政治活動を規制せないかんのかと。自由じゃないかと。選挙活動に関係のないと。という問題と、それから政治活動というのはどの範囲を言うのか。全部だというと、非常に難しい問題も出てくるんじゃないでしょうかね。だからこの間から言っているのはイギリスの制度を取り出して定義規定を書きましたよね。前回の資料にはあるんだけど。そういう、だから目的規定に、選挙のためにやるという被せを入れて今まで議論してきたと思うんですけどね。そこはそうじゃなかったですかね。

小林幸治：3 ページの⑦に、その部分は書いていて。

片木淳：どこですかね。

小林幸治：3 ページの⑦。

片木淳：ああそうそう。これですね。

小林幸治：はい。政治活動と入れたのは、そんなに大きな意図があるわけではないんですけど、選挙と、先ほど片木さんがおっしゃっていたように、80 日もしくは 90 日前と同じ活動をやっていて、どこまでが政治活動でどこまでが選挙活動なのかっていう明確な区分をしなくちゃいけなくなっちゃうので、入れておきましたという。

片木淳：いやいや、それはできないじゃないですか。というのは 3 ページの、

小林幸治：いやそれで、⑦の①から⑨までの支出というものを入れておいて、その前段に候補者・政党が提出した個人、当選を促進しという部分の選挙活動に関わる部分というのを一応入れておいたという感じなんですけど、ただ言葉の、最終的にこれ、選挙活動っていうものと政治活動っていうものをどういう風に捉え、一定程度の定義付けは必要になってきますよね。

片木淳：だから 3 ページの⑦のように、もうちょっと言えばね、候補者の当選を促進しまた

は獲得するために要した支出と書いてあるように、まあ議論はあったんですけど、今までの解釈から言えば、これは政治活動ではない。選挙、ただここでわざわざ選挙・政治活動と言う必要はないのか。これを持ってきたら良いんじゃないですか。⑦そのものを。いやまあ細かいことは書かなくても良いですけども。当選、促進、そういうことに対して公的補助も出すし、最高限度額も縛りを入れるという流れですからね。いやまあ、さっきの議論に関連して。城倉さんの言う話とは全然逆になっちゃったんだけど。そういうことでね。選挙活動に対して縛りを入れるというような流れですから。この⑦なんですよ、正にね。それでちょっと議論してきてるから、そういう頭の整理にとりあえずせざるを得ないんじゃないでしょうかね。それで書いてみて、どうもおかしいということが後で出てくれば、また議論してみたら良いんだと思いますけどね。

さっきの城倉さんの他の委員の方よろしいですか。何かおっしゃりたいことがあれば。

小林幸治：城倉さんの指摘、結構僕の中でも全然整理できていないんですけど、今片木さんがおっしゃった選挙活動に対して公費負担をするんだとすれば、選挙活動に対する公費負担と、政党交付金という公費負担が生まれるわけですよね。だからそれをどう考えるかのかっていうのが根本的なところなのでそこはちょっと議論した方が良いと。どっちかだけで良いんじゃないのとか。

三木由希子：大前提として元々政党に対する選挙運動資金の規制っていうのが無いわけですよ、今。元々が。候補者個人に対する規制ですよね。だから今議論していることは候補者個人に対する規制の話をしているんですよね。どっちかというと。だからちょっとそこがそもそも従前から議論が混乱しているというか、整理されていないので、何に対する規制の話をしているのかっていうところに、若干整理が必要な気がして。結局 3 ページの⑦だと、「立候補している候補者または政党が提出した候補者名簿に含まれる候補者の当選を促進しまたは獲得するために要した支出」というのは、これは別に候補者個人を想定しなくても、こういう活動は政治団体とか政党がするわけですよね。その時に、例えばですね、勝手連的にやってる人たちもいて、政治団体だったりした時に、ここに入ってきちゃう可能性が出てくるわけですよね。活動としては。それが全体の総額規制に入るのかどうかとかっていうのは、やっぱり問題として出てきちゃって。なのでそういう意味では何に対して具体的にキャップを嵌めるのかっていうところは、もうちょっと整理をした方が良いような気はします。

片木淳：大体しかし議論して⑦だから政党は入ってますよね。だから、さっきおっしゃったようにちょっと広めに広げるんなら「等」みたいなことを入れるかどうかじゃないですか。いずれにしましても、我々少人数でやってるから誰かが書くというんじゃなしに、やっぱり担当していただいた人が私見でいいから自分はこう思うんでこう変えたいと言ってもらえば、それはそれで良いんですよね。だからそういう、どなたかから出して欲しいと言われても皆色々出せないんじゃないでしょうかね。忙しいから。もちろんアイディアが浮かべば出しますけども、そこらは申し訳ないんですけど個人の案を出してもらってそれで議論してもらったら良いんじゃないかと思いますけどね。だから今の点について言えば、やっぱり政党も含めて結局全体を縛る。個人だけ縛る理由はないですわね。だからそれで上限設定するし、公営選挙で応援すべきところは選挙の応援をしていくと、公営選挙をやっていくという

形じゃないでしょうかね。それに政党助成金はちょっと離れた問題で、もちろん最終的には政治資金全体の中でもちろん選挙の中でいくら使ったというのは皆入ってくるわけだけども、政党助成はその中で税金から出す公金ですからそれの金額はどういう風に設定するのかっていうのは小林さんみたいに整理したら良いわけですよね。だからそうなると政党交付金の算定根拠は何かということを今 250 円は、こうこうこういう理由によって多すぎるというのなら多すぎるとして、そしてこっちから選挙応援はしているんだからその関係は引くとか、対象にしないとか。対象にしないで計算したら 150 円で良いとかね。何かそれ、厳密なことはできないでしょうけれども、粗粗できれば良いんじゃないかと。思いますよね。時間的に間に合わなければ、そこはまた検討は必要あるけれども大体そういう風に整理すべしという最終答申にすればよろしいんじゃないでしょうかね。

三木由希子：ちょっと具体的に案はもうちょっと頭の体操をしないと出てこないんですけど、結局、例えば総額規制をするにしても今だと候補者の当選を促進するっていう活動なんですよね。どっちかといえば広告とかって比例代表が入っているので政党に対する広報・広告っていうのが圧倒的ですよね。現状で言うと。そうすると政党に関する宣伝活動も含めて候補者一人当たりの頭割りで全体の総額規制をしようと思うと党としてまとめて報告出すような仕組みにしないと総額枠に入っているかどうかが分からないって話になると思うんですよね。だから個々の候補者じゃなくて所属政党全体で人数に関してこれだけ使えてその範囲でこれをしましたっていうのが分かるような報告にしないとだめで。無所属とかだと多分候補者単位でキャップを嵌めると。諸派は結構ハードル高いかもしれないと思うんですけど、それも多分政党、政党というか諸派として各グループとしてやるとかですね。それで本当に上手く嵌るのかどうかわからないんですけど、要は政党ではないけども勝手連とかですね、勝手に応援している人たちがいるっていう中で特定の候補者を専ら応援する活動をしている政治団体が出た時に、そこも入れようと思うと何か成り立たない可能性もあるので、そういう意味では誰に対して枠を嵌めるのかっていうところをもうちょっと考えてみたら良いと思うので。

片木淳：3 ページの⑦の、ここに書いてある定義をどう変えれば良いですか。そうすると。

三木由希子：なので、そこを今すぐ出せと言われても無理なので、ちょっともう一回そこを整理する議論の機会を持っても良いのではないかという話です。

片木淳：ただ私がそう聞いたのは、ここの候補者名簿に含まれる候補者の当選を促進しまたは獲得する政党がね、提出したと書いてある、前段には。これで今おっしゃったやつは読めないのかな。

三木由希子：それは単に政党の名簿に載っている人に対して、どこかの人が勝手に応援するとか政治団体が応援するということはあるわけですよね。

片木淳：そういう意味ですか。

三木由希子：はい、だから例えば参議院であれば全国区なので特定の組織内候補がたくさん個人票を集めて通りやすい構造にありますよね。そうするとそれは党としてというよりも特定の組織内候補として特定の組織が動いているわけですよね。だからそういう構造がやっぱり選挙制度上あるので、そうすると政党がっていう縛りは、候補者名簿そのものは政党

が作っているんだけれども、そこを当選させるために動いている人たちっていうのは政党に限らない構造があるっていう話。
片木淳：それはそうですね。
三木由希子：そこがあるので、何に対して総枠規制を嵌めるのかっていうのをちょっと整理したほうが良いのではというのが私の先ほどの発言の趣旨です。
片木淳：なるほど。小林さんはそこどうですか。⑦の話ですけど。
小林幸治：いや、おっしゃるとおりだと思います。その 3 ページ目の⑦の下に●を三つ置いてますけど、三つ目の政治団体はもしかしたら縛りがかけられるのかなって思っていて。だからそこは何とかいけるかもしれないんですけど、今おっしゃった勝手連的なものを、イギリスは何か論文というか読み物、書いてあるものを読んだだけなので実態がよくわからないんですけど、第三者で一定程度の金額を支出する選挙活動に、一定程度支出する個人とかを登録させて、それで報告させるようなことをしてるみたいなので。で、上限規制も置いているみたいなことなので、だから篤志家っていうか、資金的な余裕がある人がすごい出資というかお金を投じて応援するようなことも制限されてるって。そういうことができるのかできないのかっていうことが、ちょっとよく分からない。文字の上で書くことはできるんですけど、そんなのどうやってやるのって話になっちゃうと。
片木淳：だったら書かないっていうことにしたら。結論出さないと仕方ないんだから、ある情報の中で。
小林幸治：ただこういう形が望ましいとかていうことは書けるんだと思いますけど、それはあんまり具体的な提案になっていかないので。
片木淳：いやいやしかし中途半端で分からないよりは良いんじゃないですか。希望でも。そうするとともかく今日の議論ではっきりしたのは⑦の政党というのが狭いと、いずれにしても。政治団体がまだ入ってないんだから。
三木由希子：そうですね。あとここだと、政党そのものはこの⑦だと、政党に対しても総額規制っていうことまではこの状態だとまだ読めなくて。その下にある●三つで選挙資金管理団体というのが、これが候補者個人なのか政党ごとなのかっていうのが次の論点としてありうるかなっていう話ですね。それ以外にはみ出ている周辺のグループ、組織内候補だとすると、政党とは全然別働隊が出動しているとかって。そうなった時にちょっとどうなるのかとか、そこですね。
片木淳：だから具体的に言えば、立候補している候補者というのは何かちょっと変な日本語なんだけども、立候補者かな、立候補者または政党、その他政治団体にするのか、さっきの登録政治活動する団体、まあ政治団体で良いんですかね、そういうのをここに付け加えれば良いということですね。
三木由希子：もう少し色々な可能性とか、どういうパターンがあるかを頭の体操をしてちょっと整理した方が良いかもしれないと思います。
片木淳：だから皆さんにどういう選択肢があるのかを提示していただきたいんですよね。何を議論したら良いのかね。はい、どうぞ。
坪郷實：同じことですけど、三木さん言われているような上限規制をやる時に候補者単位で

絞ってやってるのか、候補者以外にも政党政治団体などにもやるとしたらその総枠っていうのはどうやって計算すれば良いのかっていうのは詰まっていないということですよね。だからそのことを考えた上でどう整理できるかっていうことだろうと思うんですけどね。

小林幸治：ちょっと書き方も悪いし、文章上整理できていないんですけど、今日お示しさせていただいた内容だと、基本的に候補者と政党を対象にしている、こういった考え方です。政党に対しては名簿提出したら候補者一人の上限金額が決まれば候補者を出している人数で掛けるいくつ。上限額掛ける人数で一応政党としては上限設定はできるのかなとか。ということも一つの考え方としてあるかなと思っているのと、その場合に候補者が、そうですね、そこのところは具体的にはほとんど煮詰まっていないっていう感じですね。考え方としてはだから、いくら掛ける人数で政党の上限額っていうのは一応決められるかなという風には思いますけど。

片木淳：だからこの 3 ページのこれも、現行法をこのまま書いてるだけですから、我々としてはこれで良いのか、少ないのか議論もできないから、もうちょっと時間的な余裕もなければあんまり厳密にやろうと思ってもできないと思うんでね、もう方式だけで。これは参考だから良いんですが、例というと何かこの通りみたいになるけど、参考的に見てくれというぐらいにしておいて、後ろの方にでも置いておいてここでは一人当たりにいくらという風に考えて計算するとか。それからもう一つ問題、今日出てきたのはその他の政治団体ですね。勝手連どうするんだと。勝手連も縛るんだったら、それは運動したいんだったら登録しろと。イギリスがそのようですけどね。別にイギリスをきちんとおさえなくても、我々のアイディアでイギリスをちょっと漏れ聞いたところ参考にしただけでも良いわけですよね。我々としては登録させてその登録団体が応援するのか。一人だったら一人掛ける幾らになるし、そうでなくて二人だったら 2 掛ける幾らということなのか。そこは決断の問題でしょうけれどもね。一つのアイディアとして考えられるっていう答申にしたら良いんじゃないですか。あとは国会議員がもっと真剣に考えろと言ったりすれば良いと思いますけどね。どうぞ。

太田光正：はい、事務局の太田です。小林さんの 2 ページの図なんですけども、ちょっと基本的なことをお尋ねしたいんですが、例えば資金力に自信がない候補者にとってはなるべく長期間に渡って公費負担をいただきたいと考えると思うんですけど、その場合に立候補後選挙活動期間というのは立候補を表明して以降に始まってもらった方がありがたいと思うので、そういう意味では立候補表明後選挙活動期間の方がありがたいと思うだろうと思うんですけれども、その場合にはこの立候補後選挙活動期間というのは、図でいうと 90 日以内のところから開始する、してもらった方がありがたいのではないかなと思うんだと思うんですけれども、この辺はどうでしょうか。

小林幸治：どうでしょう。前に提示した時はそんな案だったんですけど。これちょっとずつ違ってるんです。前のやつをちょっと見直していただいてどっちが良いか比較してもらって逆にこっちの方が良いんじゃないかって提案をしていただけると良いなと思いますけど。ただ表明。そうですね。あんまり自分の中では正直こだわりは無いです。ただどういう形にするのが公平性を担保できるのかなとか。10 日間ぐらいなので、その分何かやるんだったら自己負担にしてくださいねっていう考え方もあるでしょうし、逆に 10 日間待てば公費負

担がされるのでそこから走り出すとして、ちょっとそれまでは準備をしておこうかなという期間に考えてもらっても良いかなとか、何か色々と考え方はあるんだと思うんですけど。
太田光征：そうすると基本的に、90 日以内という時点と 80 日前という時点はそんなに長いものではないという論が前提にあるということでしょうかね。
三木由希子：選挙活動、公費負担の話になると思いますけど、こういう仕組みになるとより長く政治活動している人が取りやすい仕組みになるので、その前の活動をしていなくていきなり 80 日でがんばろうとなるとよっぽど見栄えの良い方とか、そういう風の吹いている政党とか、そうじゃないと取りにくくなるんじゃないかなと思うんですよね。だから自由になればなる程競争体力がある人が勝ち残っていくという状態にはなっていくので。だからそこは、ここから公費の負担の時点というのは例えば 80 日とかで決まるとしても、多分その前の段階の活動というのは今以上にもっとちゃんとやらないと選挙の期間だけ集中しちゃえば何とかなるという状態にならない可能性が高いと思うんですね。だから逆にいうと政党とか組織化されているところはより強くなる可能性もないわけじゃないので、こういう自由になればなる程、競争力があったり体力があるところの方が自由の幅をより使えることになるので。だからそこはお気持ちはわかるんですけども、10 日が決定的な差になるような状況にはなりにくいのかなという気はします。制度の仕組みとしては。こちら側の目指す方向をやれば。
片木淳：太田さんの具体的提案というのはこの 80 日前を 90 日前にして、それで何かもっとずっと前に選挙期日の決定、この届出期間は複数日持ちたいんですね、何日かね、という原案の考え方のようですよね、ていう修正案ということですか。そういうことでしょうな。だからそこは 90 日が良いのか、80 日が良いのかという議論で、90 日でも良ければ 90 日でも良いとは思いますけど。それはだからあんまり決め手が無いかもしれませんが最終的に文案を小林さんの方で書いていただく時に出てくるでしょうから、具体的な説明の文書でね。それに対して修正意見を出してもらえば良いんじゃないでしょうかね。というのは 1 ページのさっき上で言ったように、①②特に②③辺りに、前 90 日以内とか、90 日以内と③にも出てくるんですけど、これは選挙期日のように読めるんでね。ここももうちょっと具体的に整理していただかないといかんと思うんですね。だから表から言えば、「選挙日の決定は」とも書くんでしょうけどもね。ただいずれにしても選挙はいつ行うことになるのかっていう問題も、それはもう現行どおりということかな、よく分からんですけども。そこも後また整理が必要ですね。これはまあ具体の文章でやっていただければ良いんじゃないかと思います。あ、どうぞ。ちょっと時間が無いんで手短にお願いします。
三木由希子：もう一点だけ、立候補後選挙活動期間の関係で言うと、リコール制度との関係をちょっとどうしても引っかかっていて、あっちはあっちで具体的なスケジュールが一応何か嵌っていた気がするので、そこは考慮して何か書いておく必要があるのであれば書いておいた方が良いのかなって気がしますということです。はい。
片木淳：２ページの表で言うと、どんな感じのことをおっしゃったですか。
三木由希子：いや、ただリコールだと、例えばリコールが成立してから何か住民投票があって、そこから解散をして何日以内にしなさいっていう、何かそういうのが決まっているので、

そこのスケジュールと矛盾しなければ、そのリコール制度に手を入れなくても良いんだけれども、そっちと抵触する場合はそのリコール制度の方に手を入れるのか、それとも選挙期間の方で調整する必要があるのかっていうのは、ちょっと考えておいても良いのかなと。特にリコールって、いわゆる地方自治、住民自治の大きな権利なので、そういう目配せはあった方が良いかなということです。

片木淳：はい、分かりました。そうですね。これはだから、私も忘れていたけど、結局各選挙でも全部の話ですね、これ。①の最初の出だしは。衆議院、参議院、公職、これはっきり書いていない、②には書いてあるんだな。ああ、そうか、前段の候補者の届出というのは、これ全部含まれているという感じなのかな。①はね。あとは政党選挙を言っているんですな。まあ余計なことを言いましたけども、分かりました。そこら辺も、もうちょっと細かく書いていただくことになると思いますのでね。また修文のご議論いただければ良いと思います。

ちょっと今日はそういうことで時間がなくなってしまいましたが大体よろしゅうございますかね。また皆さんの活発なご議論をいただいたので、もうあまり時間的余裕が無いと思いますので、段取りどうしますか、この。本審議会にもかけるんですか。

城倉啓：前回お配りした最新の工程表によればですけれども、7月の選挙市民審議会ですね。「まとめ②」というところで、「選挙制度と政治のカネ、政党」というところがありますので、本審議会にかかるということで、先ほどもう少しここら辺論じたら良いと言われた色々な部分について、ここで全体で議論をすると。なので作業部会としては今回限りという形でよろしゅうございましょうか。それとももう一回やりたいとなれば設定しますけれども。もう全体でやっても良いのではないかとも思いますが、片木代表おっしゃったように。はい。

片木淳：まあちょっと効率の問題から言って、時間的なことから言っても作業部会は今日で終わりにした方がよろしいんじゃないかと思いますよね。ただあれですね。もしあれだったら、事前に回していただいてざっと意見がある人は言ってもらって、この作業部会にだけね。それで固めて出すという手もあるし。もうぶっつけ本番でお任せして出すという手も、両方あると思いますが。一ヶ月半ぐらいあるんですかね。もっとあるわけか。

城倉啓：7月の25か26ぐらいだったと思いますが。この「まとめ②」が。まだあります。

片木淳：ですが期限を切って、文章化した方が議論が進むと思うんですよね。書いてないと私らも忘れてしまうんでね。同じことをまた何回も言ってるような気もしますし。だからメールで書いていただいて、それをまあ先の方に延ばしていただいて、そこでという手順がもし良ければそうしていただければと思いますけどね。

城倉啓：メール稟議を先に、出来次第やっていくと。小林委員と三木代表に今回の議論を経て、もう少し付け加えがあれば。です。ただ最初からアイディアレベルでっていう風におっしゃっていたので、今日のお話だとこれはかなり良いのではと思うのです。この方向性誰も異論がないようにも思うので、少し手直ししてもらってこれを書いてもらったら良いんじゃないかなという風に私は思っているんですけどいかがでしょうか。

三木由希子：ここにいる人以外は初めて聞く話なので、稟議とかで仕切ってしまうといけないと思うんですね。一応ちゃんと審議会の場で、作業部会としてこういう提案があって議論して一応方向性としてはこれで良いんじゃないかってなったんですけど、みなさんどうで

すかっていう場は、議論する場は設けていただいた方が良いと思います。特に政党交付金については何か具体的に議論してきたことも若干ないので、それはやっていただいた方が良いと思います。

城倉啓：ですから資料の提示については早めであっても良いけれども、メール稟議というよりは７月の審議会で議論を正式にすると。そういう段取りでよろしゅうございますか。

片木淳：メール稟議というのは、まあ稟議かもしれませんけれども、この作業部会の結論を出すなら出した方が良いんじゃないかっていうことなんですけどね。でないと、また同じような感じのもので７月末にやったらもう間に合わんでしょ。だからそういう意味です。ある程度具体的なものが出てこないと。またやっても良いんですよ。７月の後ろにやることになるんでしょうけれどもね。稟議と言ったらあれですけど、作業部会の結論をどうまとめるかということなんですけどね。それはよろしいんじゃないでしょうか。どうでしょうかね。

城倉啓：そういう意味では良いですか。例えば６月の末までに作業部会としての取りまとめ案がこれですということを固めるというような形でやってよろしゅうございますか。はい。では、お二人の方にすみませんけれどもまた御足労いただきます。それをまたこの 5 人の中で見て、これでよろしいとなったところをお出しすると。そして 7 月 26 日に揉んでもらうと。そういう形でよろしくお願いいたします。

片木淳：はい。では今日はちょっと時間過ぎましたけれども、これで終わります。どうも活発な議論ありがとうございました。